大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年六月十七日

岡山県知事 石井正弘

## 一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地名称 マックハウスプラザ・ひまわり・シュープラザ 所在地 岡山市神下四八○一一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
  - (1)名称 株式会社マックハウス

住所 東京都杉並区梅里一丁目七番七号 新高円ツインビル六階 代表者の氏名 代表取締役 栗原 勝利

(2)名称 株式会社ププレひまわり 住所 広島県福山市西新涯町二丁目十番十一号 代表者の氏名 代表取締役 梶原 秀樹

(3)名称 株式会社チョダ 住所 東京都杉並区成田東四丁目三九番八号 代表者の氏名 舟橋 政男

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
  - (1) 名称 株式会社マックハウス

住所 東京都杉並区梅里一丁目七番七号 新高円ツインビル六階 代表者の氏名 代表取締役 栗原 勝利

(2)名称 株式会社ププレひまわり 住所 広島県福山市西新涯町二丁目十番十一号 代表者の氏名 代表取締役 梶原 秀樹

(3)名称 株式会社チョダ 住所 東京都杉並区成田東四丁目三九番八号 代表者の氏名 舟橋 政男

4 大規模小売店舗の新設をする日 平成十八年二月十一日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 二千七百二十七平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 百四十六台
  - (2) 駐輪場の収容台数 六十八台
  - (3) 荷さばき施設の面積 二十七. 四平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 二十五. 九立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時

(ただし株式会社ひまわりは午前九時)

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後八時

(ただし株式会社ひまわりは午後九時)

- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで
- (4) 駐車場の自動車の出入口の数 四箇所
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後九時三十分まで

- 二届出年月日
  - 平成十七年六月十日
- 三 縦覧の期間及び場所
  - 1 縦覧の期間

平成十七年六月十七日から平成十七年十月十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局商工観光部地域産業課